

令和 2 年 1 月 30 日

富山県企画調整室・建設技術企画課

## 富山県国土強靱化地域計画検討委員会の設置について

### 1 設置の趣旨

- 平成23年3月の東日本大震災の発生を契機として、従来の防災・減災の枠を超え、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持つことを目指す「国土強靱化」の理念が強く打ち出された。
- 国では、平成25年12月に「国土強靱化基本法」が公布・施行、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定され、その後、平成28年熊本地震など基本計画の策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を盛り込んだ基本計画の見直しが行われた。
- 県では、これまで、本県の防災・減災等に資する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として、平成28年3月に策定した「富山県国土強靱化地域計画」に基づき、県土の強靱化に向けた施策に取り組んできたところである。
- この計画に基づく取組みは、概ね順調に進捗しているものの、災害が頻発する昨今の国内状況を踏まえれば、国土強靱化の取組みは引き続き喫緊の課題であることから、国の基本計画の見直しや見直し後に発生した災害（台風19号）の状況等を踏まえ、来年度からの2期計画として見直しを行うこととしている。
- 計画の見直しに当たっては、当初計画策定時と同様、関連する分野の有識者から意見聴取のうえ、2期計画の策定に向けた検討を行うため、「富山県国土強靱化地域計画検討委員会」を設置する。

### 2 検討事項

富山県国土強靱化地域計画の見直しに関する事項

### 3 スケジュール（案）

- |          |  |
|----------|--|
| 1月30日（木） | 第1回 富山県国土強靱化地域計画検討委員会の開催<br>（10時00分～11時30分、県庁4階大会議室） |
| 2～3月頃    | パブリックコメントの実施   |
| 3月下旬頃    | 第2回 富山県国土強靱化地域計画検討委員会<br>富山県国土強靱化地域計画（第2期）の策定        |

## 富山県国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく国土強靱化地域計画の策定にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、富山県国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化地域計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、国土強靱化地域計画の改訂等に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、国土強靱化地域計画の改訂の日までとする。

### (運営)

第4条 委員会には、座長を置く。

- 2 座長は、知事が指名する。
- 3 座長は、委員会を進行する。

### (委員会)

第5条 委員会は、知事が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策局及び土木部において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年1月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。